

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
マイクロバス貸出サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域でコミュニティ活動を行う団体に対して、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するマイクロバスを貸し出すことにより、ふれあいと連帯を深めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる団体等とする。ただし、第2号に該当する団体は、本会賛助会員として加入し、賛助会費10,000円をそのつど支払うものとする。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 地域福祉事業を実施する社会福祉団体
- (3) 東金市

(利用の範囲)

第3条 マイクロバスの利用範囲は、原則として千葉県の区域内とする。

2 マイクロバスの利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 各項の規定にかかわらず、利用団体等の事業活動上やむを得ない事情がある場合、会長が認める場合は、所定の範囲、時間を超えて利用することができる。

(利用の申込)

第4条 この事業を利用しようとする者は、原則として利用日の7日前までに、マイクロバス貸出サービス利用申込書（第1号様式）により、会長へ申し込みするものとする。

(利用の決定)

第5条 会長は、申し込みの内容を確認の上、利用の可否を決定するものとする。

2 会長は、マイクロバス貸出サービス利用台帳（第2号様式）を整備するものとする。

(利用者等の遵守義務)

第6条 前条の規定によりマイクロバスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的に反して利用し、又は転貸をしてはならない。
- (2) 運転者に対し関係法令を遵守し、安全運転に努めるよう指導しなければならない。
- (3) 運転者ととともに、運行前及び運行後の車両の点検を励行しなければならない。
- (4) エンジン、車体、装備等に異常を発見したときは、直ちに会長に報告しなければならない。
- (5) 車内の清潔の保持及び備品の保全に努めなければならない。
- (6) 運行後、車内及び車外の清掃を行わなければならない。
- (7) マイクロバス運転日報（第3号様式）に必要事項を記入しなければならない。

い。

(利用の制限)

第7条 会長は、次の各号に該当するときは、利用者に対してマイクロバスの利用を制限し、又は管理上必要な措置を命ずることができるものとする。

(1) 災害その他の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがあると認めるとき。

(2) 利用者がこの要綱を遵守しないとき。

(費用)

第8条 この事業に係る利用料は、無料とする。ただし、利用した燃料は利用者が返却時に同量を補給しなければならない。

(事故等の処理)

第9条 利用者及び運転者は、マイクロバスに係る事故等が発生したときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条に規定する措置を講ずるとともに、速やかに事故報告書(第4号様式)により、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項により報告された事故等が、利用者及び運転者の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、本会への損害等を利用者へ賠償させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月18日から要綱として施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。